

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（骨子）案」
に対するパブリックコメントの主な意見（暫定版）

●概要

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（骨子）案について、以下のとおり意見募集を行い、意見募集期間中に 193 通の意見が提出された。

- (1) 意見募集期間：平成 29 年 4 月 21 日（金）から平成 29 年 5 月 8 日（月）まで
- (2) 告知方法 : 電子政府の総合窓口（e-Gov）
- (3) 意見提出方法 : 郵送、ファックス又は電子メール

●主な意見

○総論

- ・若い世代への引き継ぎのためにも、建設工事従事者の安全及び健康の確保は必要。
- ・建設職人の処遇改善をお願いする。
- ・事業主の立場からも労働者の立場からも、労働災害をなくすことは、経済的にメリットが出ると思う。
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するための即効性のある対策は全く見られず、対策は極めて不十分。

○建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等（第 2 の 1.）

- ・安全衛生経費を他の経費と区分して内容と金額を明らかにし、これを下請まできちんと支払われるようすべき。
- ・安全衛生経費の別枠計上を法制化してほしい。
- ・現場の安全点検を法に規定し、その費用を発注者に負担させるように義務化すべき。

○建設工事の現場における措置の統一的な実施（第 2 の 3.）

- ・現場において労働者と同じように働いている「一人親方」の実態を踏まえた「特段の対応」を検討すること。
- ・労働安全衛生法の保護対象とされていない「一人親方」についても、健康の確保の面でも職業病などの対策をしっかり取り組むこと。
- ・元請に使用されている一人親方は元請の労働者とみなして労災保険の強制加入の対象とすべき。

○建設工事の現場の安全性の点検等（第2の4.）

- ・現場の安全点検を的確で客観的なものとするため、専門家による点検を義務化すべき。
- ・現場の安全や施工性を向上させる新しい技術がもっと導入されるようにしてほしい。
- ・下請に対する、単価だけではない点数（施工能力・安全姿勢等）による評価制度を導入して欲しい。

○建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策（第3の1.）

- ・下請についてもすべての業者が社会保険に加入しなければならないような仕組みとしてほしい。
- ・法定福利費について別枠計上を義務化してほしい。
- ・週休2日を希望しているが、元請側が望んでいない状況でどのようにすればよいか。

○墜落・転落災害の防止対策の充実強化（第3の2.）

- ・手すり先行工法を義務化して、安全対策の官民格差をなくしてほしい。
- ・墜落・転落災害の防止対策の充実強化では「現行労働安全衛生規則の遵守徹底」や「望ましい措置の普及を一層促進する」では不透明であり、安全衛生部長通達の「より安全な措置等」を規則化することが、安全及び健康の確保に資する。
- ・墜落災害の防止に関し、公開の実証実験をすべき。また、教育や研修を現場の実態にあった実証的内容とすべき。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における先進的取組（第3の3.）

- ・2020年の東京オリンピック、パラリンピック開催に向け、大会組織委員会策定の調達コードを、大会の全ての機関の発注工事に適用させるべき。

○施策の進捗状況の点検と計画の見直し（第3の5.）

- ・基本計画については、2年で調査・見直しをし、3年目に変更すべき。
- ・労働安全衛生規則の改正について、3年間程度の計画や行動方針を示せないか。
- ・取組に係るチェックの機能を盛り込んでほしい。